

# 区からのお知らせ

## SUGINAMI INFORMATION

### 保険・年金

#### 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の発行

国民年金保険料は、所得税や住民税の申告で、全額が社会保険料控除の対象となります。当該年の1月1日～12月31日に納付した保険料が対象です。

1月1日～9月30日に保険料を納付した方には、10月下旬から順次「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を日本年金機構から発送しています。また、マイナポータルとねんきんネットを利用すると、e-Taxで利用可能な電子版の控除証明書を受け取ることができます。年末調整や確定申告のときに、この控除証明書(または領収書)を添付してください。

なお、家族の保険料を納付した場合も、納付した方が社会保険料控除として申告することができます。家族宛てに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

☎杉並年金事務所 ☎3312-1511

#### マイナ保険証の利用登録解除の申請受け付け

国民健康保険に係るマイナ保険証の利用登録解除を希望する方の申請を受け付けています。

原則、区が解除申請を受け付けした翌月末(11月までに受け付けた分は7年1月末)に、利用登録が解除されます。解除手続き完了後は、マイナポータル「健康保険証の利用登録の申込状況」から、利用登録が解除されていることを確認できます。

区の国民健康保険以外に加入している方は、保険証に記載されている保険者にお問い合わせください。  
☎申請書(国保年金課国保資格係(区役所東棟2階)、

区民事務所で配布。区ホームページ同案内からも取り出せます)にマイナンバーカードの写し(郵送の場合は顔写真の面の写し)を添えて、簡易書留で郵送・持参 ㊦同係 ㊧郵送での手続きは、本人または本人と住民票上同一世帯の方のみ対象

### 税金

#### 年末調整関係書類・給与支払報告書

年末調整・法定調書の関係書類は国税庁ホームページから、給与支払報告書は区ホームページから取り出せます。杉並税務署(成田東4-15-8)、荻窪税務署(荻窪5-15-13)、区課税課(区役所東棟2階)でも配布しています。

☎課税課区民税係

### 健康・福祉

#### 保健福祉サービス苦情調整委員制度

保健福祉サービスについて、本人・配偶者・親族などが苦情を申し立てることができます(1年以上前の出来事、裁判で係争中または判決などのあった事項、議会に請願・陳情を行っている事項、医療行為に関する事項を除く)。

同委員と面談の上、苦情申立書を提出してください。

#### ◆苦情調整委員相談日

相談は、3名の委員が交替で行います。  
☎11月～7年2月の相談日(月3回) = 11月5日(火)・13日(水)・21日(木)、12月3日(火)・11日(水)・19日(木)、7年1月7日(火)・16日(木)・22日(水)、2月4日(火)・10日(月)・20日(木)▶受け付け=午後1時30分～4時 ㊦保健福祉部管理課(区役所西棟10階) ㊧☎電話または直接、同課保健福祉支援担当 ㊨1人1時間

### 募集します ※応募書類は返却しません。

#### 都営住宅入居者

㊦募集戸数=一般募集住宅=3188戸▶定期使用住宅

(若年夫婦・子育て世帯向け) = 200戸▶居室内で病死などがあつた住宅=269戸▶申込書・募集案内の配布期間=11月12日まで(各配布場所の休業日を除く)▶配布場所=区役所1階ロビー、住宅課(区役所西棟5階)、子ども家庭部管理課(東棟3階)、福祉事務所、区民事務所(月～金曜日夜間と土・日曜日、祝日は区役所の夜間休日受付で配布)。配布期間中のみ、JKK東京(東京都住宅供給公社)ホームページから取り出せます ㊧申込書を、申込用封筒などで郵送。または都営住宅入居者募集サイトから申し込み/申込期限=11月18日 ㊨JKK東京 ☎5467-9269、☎0570-010-810(申込受付期間外は☎3498-8894(土・日曜日、祝日を除く)、区住宅課住宅運営係

#### ファミリーサポートセンター協力会員

㊦保育園・学童クラブなどへの送迎、会員宅・児童館などでの子どもの一時的な預かりなど▶謝礼=1時間800円。早朝・夜間1000円 ㊧区内または区に隣接する区市在住の20歳以上で研修に参加できる方 ㊨☎電話で、杉並区社会福祉協議会杉並ファミリーサポートセンター ☎5347-1021 ㊩会員登録後、11月20日(水)に研修あり

#### 6年度 杉並区スポーツ栄誉章の推薦

区では、国際・全国・関東・都の体育大会などにおいて優秀な成績を収め、区のスポーツ振興に寄与された方々に対し、その栄誉をたたえ顕彰しています。

顕彰候補者の推薦期限は12月13日です。詳細は、区ホームページをご確認ください。

☎スポーツ振興課事業係

#### 杉並区スポーツ推進委員

㊦スポーツを始めるきっかけづくりのイベントの企画・運営▶任期=7年4月1日～8年3月31日▶身分=区非常勤職員▶募集人数=12名程度▶報酬=月額8000円 ㊧区内在住で20歳以上(7年4月1日時点)の方 ㊨申込書(スポーツ振興課(区役所東棟6階)・区体育施設などで配布。区ホームページ同案内からも取り出せます)に作文(テーマは募集要項参照)を添えて、7年1月8日までに同課へ郵送・持参 ㊩同課事業係

### 各種相談

内容	日時・場所・対象・定員ほか	申し込み・問い合わせ
住まいの修繕・増改築無料相談★	☎月・金曜日▶受け付け=午後1時～3時45分(祝日を除く) ㊦区役所1階ロビー	☎東京土建杉並支部 ☎3313-1445、区住宅課
行政相談★	☎11月8日(金)午後1時～4時 ㊦区政相談課(区役所東棟1階) ㊧国の仕事など(年金・福祉・道路など)の苦情・相談	☎区政相談課
書類と手続き・社会保険に関する相談★	☎11月8日(金)午後1時～4時 ㊦区役所1階ロビー ㊧関係資料がある場合は持参	☎東京都行政書士会杉並支部 ☎0120-567-537、東京都社会保険労務士会中野杉並支部 ☎6825-2774、区政相談課
住宅の耐震無料相談会・ブロック塀無料相談会★	☎11月13日(水)午後1時～4時 ㊦区役所1階ロビー ㊧図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真などを持参	☎市街地整備課耐震改修担当
マンション管理無料相談	☎11月14日(木)午後1時30分～4時30分 ㊦区役所1階ロビー ㊧区内在住のマンション管理組合の役員・区分所有者ほか ㊨3組(申込順)	㊨杉並マンション管理士会ホームページから申し込み。または申込書(区ホームページ同案内から取り出せます)を、同会事務局 ☎3393-3652へファクス ㊩同会事務局 ☎3393-3680、区住宅課空家対策係
弁護士による土曜法律相談	☎11月16日(土)午後1時～4時 ㊦相談室(区役所西棟2階) ㊨12名(申込順) ㊩1人30分	㊨☎電話で、専門相談予約専用 ☎5307-0617(午前8時30分～午後5時)。または直接、区政相談課(区役所東棟1階) / ㊨申込期間=11月11日～15日 ㊩同課
建築総合無料相談会・ブロック塀無料相談会★	☎11月19日(火)、12月3日(火)午後1時～4時 ㊦区役所1階ロビー ㊧図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真などを持参	☎東京都建築士事務所協会杉並支部 ☎6276-9208、区市街地整備課耐震改修担当
専門家による空家等総合無料相談	☎11月21日(木)午前9時20分・10時15分・11時10分 ㊦①オンラインで実施 ②住宅課(区役所西棟5階) ㊧区内の空き家などの所有者ほか(親族・代理人を含む) ㊨各1組(申込順) ㊩1組45分	㊨☎電話で、住宅課空家対策係。または申込書(区ホームページ同案内から取り出せます)を、同係 ☎5307-0689へ郵送・ファクス。申し込みフォーム(区ホームページ同案内にリンクあり)からも申し込み可/ ㊨申込期限=①11月11日②19日 ㊩同係
不動産に関する無料相談	☎11月21日(木)午後1時30分～4時30分 ㊦区役所1階ロビー	㊨☎電話で、東京都宅地建物取引業協会第10ブロック ☎6407-9152(午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)) ㊩同団体、区住宅課
杉並区空家等利活用相談窓口個別相談会	☎11月28日(木)・29日(金)午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く。各1時間) ㊦久我山会館(久我山3-23-20) ㊧区内にある空き家・空き家となる恐れがある建築物を所有している方、区内在住で空き家など(区内・区外)を所有している方(いずれも親族・代理人を含む) ㊨当日参加可	㊨☎電話・Eメール(15面記入例)で、杉並区空家等利活用相談窓口 ☎5397-7717 ✉suginami-akiya@hosoda.co.jp(午前9時～午後6時(水・日曜日を除く))。または申し込みフォーム(区ホームページ同案内にリンクあり)から申し込み。電話または直接、住宅課空家対策係へ申し込みも可 ㊩同係 ㊧協働=細田工務店

※★は当日、直接会場へ。

## 生活・環境

## 住居番号表示板

住居番号表示板(縦6cm×横12cm)は、住居表示を明らかにするため、各戸の出入り口付近に貼り付ける表示板です。表示板の文字が読みづらい、表示板がないという方に、新しいものをお渡しします。

また、町名プレート(縦6cm×横6cm)も、希望する方にお渡しします。



▲住居番号表示板(下)、町名プレート(上)

区市民課管理係

## 採用情報 ※応募書類は返却しません。

## 会計年度任用職員

## 産休・育休代替等事務職員

窓口業務、電話対応、パソコンによる各種入力事務ほか▶勤務期間=7年4月1日～8年3月31日(5回まで更新可)▶勤務日時=月16日。原則、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分▶勤務場所=区役所、区内の出先事業所▶募集人数=30名程度▶報酬=月額19万5936円▶その他=期末・勤勉手当支給。有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給(上限あり)▶申し込みフォーム(区ホームページ同案内にリンクあり)から、11月15日午後5時(受信有効)までに申し込み▶人事課人事係

## 杉並福祉事務所 メンタルケア支援員

生活保護受給者の自立のための精神保健福祉支援▶勤務期間=7年1月1日～3月31日(5回まで更新可)▶勤務日時=月16日。原則、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分▶勤務場所=杉並福祉事務所▶資格=精神保健福祉士の資格を有する方(取得見込みを含む)▶募集人数=1名▶報酬=月額22万1760円▶その他=期末手当支給。有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給(上限あり)▶申込書(杉並福祉事務所配布。区ホームページ同案内からも取り出せます)を、12月2日までに同福祉事務所荻窪事務所(〒167-0032天沼3-19-16ウェルファーム杉並内)へ簡易書留で郵送・持参▶同事務所管理係☎3398-9104▶書類選考合格者には12月16日(月)または17日(火)に面接を実施

## 教育委員会 部活動指導員(短時間)

バドミントン・卓球・バレーボール・バスケットボール・サッカー・ダンス・吹奏楽のいずれかの部活動の実技指導・運営▶勤務期間=7年4月1日～8年3月31日(5回まで更新可)▶勤務日時=原則、土・日曜日のいずれか1日を含む週1～4日(月～金曜日は1日3時間以内。土・日曜日、学校休業日は1日4時間以内)▶勤務場所=区立中学校▶資格=部活動などの指導経験がある方▶募集人数=若干名▶報酬=時給2342円▶その他=期末手当支給(条件あり)。有給休暇あり(要件あり)。交通費支給(上限あり)▶申込書(学校支援課〈区役所東棟6階〉で配布。区ホームページ同案内からも取り出せます)を、同課部活動改革担当へ簡易書留で郵送・持参。または申し込みフォーム(区ホームページ同案内にリンクあり)から申し込み▶申込期限=12月6日午後5時(受信有効)▶同担当▶書類選考合格者には7年1月中旬～下旬に面接を実施

## ゆりかご面接員

妊産婦などの保健指導(面接・電話)、母子保健事業に係る事務処理ほか▶勤務期間=7年4月1日～8年3月31日(5回まで更新可)▶勤務日時=月16日以内。原則、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分▶勤務場所=保健センター、地域子育て支援課のいずれか▶資格=保健師・助産師・看護師のいずれかの資格を有する方▶募集人数=若干名▶報酬=時給1728円▶その他=有給休暇あり。社会保険・雇用保険加入(要件あり)。交通費支給(上限あり)▶申込書(地域子育て支援課母子保健係〈区役所東棟3階〉で配布。区

ホームページ同案内からも取り出せます)を、12月13日までに同係へ簡易書留で郵送・持参▶同係▶書類選考合格者には面接を実施

## 区以外の求人

## NPO法人すぎなみ環境ネットワーク事務局職員

一般事務、リサイクル品などの販売、各種講座の運営(パソコン作業あり)▶勤務期間=12月1日～7年3月31日(更新可。ただし65歳に達した年度末で退職)▶勤務日数=月16日。午前8時30分～午後5時15分(水曜日を除く)▶勤務場所=環境活動推進センター▶募集人数=1名▶報酬=月額19万5900円▶その他=期末手当支給(要件あり)。有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給▶履歴書を、11月21日までにすぎなみ環境ネットワーク(〒168-0072高井戸東3-7-4環境活動推進センター内)へ郵送・持参▶同団体☎5941-8701▶書類選考合格者には11月下旬に面接を実施

## その他

## 自動運転によるグリーンスローモビリティの運行

自動運転によるグリーンスローモビリティの運行を

実施します。停留所・運行ルートなどの詳細は、区ホームページをご確認ください。

運行期間=11月16日(土)～22日(金)午前10時～午後4時(18日を除く。荒天中止)▶JR荻窪駅西口ほか3カ所▶都市整備部管理課交通企画係

## 「わがまちの警察官」の決定

区では、犯罪の抑止活動に顕著な成果を上げた警察官を「わがまちの警察官」として表彰しています。選考の結果、6年度を受賞者を次のとおり決定しました。

杉並警察署=湊政樹、鎌田圭喜▶高井戸警察署=名久井圭介、平井恵里▶荻窪警察署=古市啓介、青島正博▶危機管理対策課地域安全担当

## 職員の軽装勤務について引き続きのご理解をお願いします

例年5～10月に実施していた職員の軽装(ノーネクタイなど)による勤務を、6年度から通年で実施することとしています。引き続き、ご理解・ご協力をお願いします。

▶人事課人事係

## 12月2日からご注意ください!

## 保険証の取り扱いに関するご案内



国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化の方針に基づき、保険証は12月2日からは、新たに発行されなくなります。

## 12月1日以前に発行された保険証

12月1日以前に発行された次の保険証は、以下の有効期限まで利用できます。期限前に破棄しないようご注意ください。

- ・国民健康保険被保険者証=最長7年9月30日まで
- ・後期高齢者医療被保険者証=最長7年7月31日まで

## 12月2日以降の取り扱い

## マイナ保険証をお持ちでない方

## ●国民健康保険・後期高齢者医療制度共通

マイナ保険証をお持ちでない方には、お持ちの紙の保険証の有効期限が切れる前に、「資格確認書」を交付します。

また、12月2日以降、新たに区の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入し、マイナ保険証をお持ちでない方には、加入時に「資格確認書」を交付します。

## マイナ保険証をお持ちの方

## ●国民健康保険

マイナ保険証をお持ちの方には、お持ちの紙の保険証の有効期限が切れる前に、「資格情報のお知らせ」を交付します。

また、12月2日以降、新たに区の国民健康保険に加入し、マイナ保険証をお持ちの方には、加入時に「資格情報のお知らせ」を交付します。

## ●後期高齢者医療制度

マイナ保険証をお持ちの方には、お持ちの紙の保険証の有効期限が切れる前に、「資格情報のお知らせ」を交付します。

また、12月2日～7年7月31日に新たに後期高齢者医療制度に加入する方には、**マイナ保険証の保有状況にかかわらず**、加入時に「資格確認書」を交付します。

※12月2日～7年7月31日に新たに後期高齢者医療制度に加入し、マイナ保険証をお持ちの方には、「資格情報のお知らせ」を交付する予定でしたが、国からの通知に基づき、暫定的な運用として、「資格確認書」を交付することとなりました。

## 「資格確認書」「資格情報のお知らせ」の利用方法

●資格確認書=医療機関を受診する場合は、「資格確認書」を医療機関などの窓口で提示することで、これまでの紙の保険証と同様に受診できます。

●資格情報のお知らせ=マイナ保険証が利用できない医療機関などを受診する場合は、マイナ保険証とともに、マイナポータルの資格情報画面または「資格情報のお知らせ」を提示することで受診できます。

## 70～74歳の方に交付する高齢受給者証

マイナ保険証をお持ちでない方には、これまでと同様に高齢受給者証を交付します。

マイナ保険証をお持ちの方には、高齢受給者証とマイナ保険証が一体化するため、交付しません。

なお、お持ちの高齢受給者証は、有効期限まで利用できます。

▶国民健康保険=国保年金課国保資格係▶後期高齢者医療制度=国保年金課高齢者医療係

聴

区政を話し合う会

っくオフ・ミーティング

参加者募集

区長と区民の皆さんが、行政課題をテーマに直接意見交換を行う「聴っくオフ・ミーティング」の参加者を募集します。さまざまな意見やアイデアを伺い、今後の区政の参考にしていきます。

——問い合わせは、区政相談課へ。



杉並区長 岸本 聡子

**テーマ** 住み慣れた杉並のまちで安心して暮らし続けるために  
～住まいのセーフティネットについて考える

**日時** 12月14日(土) 第1回＝午前10時～午後0時30分  
第2回＝午後2時30分～5時

※住まいのセーフティネット…住まいを確保するのが困難な人々に対して、住宅の確保や居住を支援する仕組み。

- 参加者は本募集によるほか、無作為抽出で案内した2000名の中から応募した方を対象に抽選により選出します。
- ミーティングの様子を、後日YouTube杉並区公式チャンネルなどで配信(第2回のみ)するほか、報告書などを作成するために撮影します。
- 当日は、担当課がテーマについて説明した後、1班当たり4名でグルーブトークを行い、最後に区長を囲んで全体トークを行います。
- 当日の見学・傍聴をお断りしています。

場 区役所第4会議室(中棟6階) 対 区内在住で18歳以上の方 定 各20名程度 申 はがき・Eメール(15面記入例)に希望回(第2希望まで)・テーマに関する意見も書いて、区政相談課 [sodan-k@city.suginami.lg.jp](mailto:sodan-k@city.suginami.lg.jp)。または申し込みフォーム(区ホームページ同案内〈右2次元コード〉にリンクあり)から申し込み/申込期限=11月15日 趣 1歳～就学前の託児あり(事前申込制)。応募状況などにより参加回は区が調整



区民の皆さんとの対話の場

## 西荻窪・高円寺地域 (仮称)デザイン会議の 参加者募集



参加者や地域の方が主体となって、区と共に将来のまちづくりについて考え協働していく場として、西荻窪・高円寺地域で(仮称)デザイン会議を開催します。詳細は、公民連携プラットフォーム「すぎなみボイス」(右2次元コード)をご覧ください。



——問い合わせは、市街地整備課沿道のまちデザイン係へ。

対象地域	日程・場所
西荻窪	12月1日(日) 場 桃井第三小学校(西荻北2-10-7)
高円寺	12月14日(土) 場 高円寺学園(高円寺北1-4-11)

※いずれも午後1時～3時30分。

対 区内在住・在勤・在学の方 申 電話で、市街地整備課沿道のまちデザイン係。または申し込みフォーム(公民連携プラットフォーム「すぎなみボイス」にリンクあり)から申し込み/申込期限=11月17日

## ジェンダー平等に関する 審議会委員の募集

区におけるジェンダー平等の実現に向けた取り組みについて、必要な事項を調査審議する「杉並区ジェンダー平等に関する審議会」を設置します。この審議会に、区民の立場から審議に関わっていただける委員を募集します。詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。



——問い合わせは、区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係へ。

対 任期=7年1月～秋頃(予定) ▶ 募集人数=2名程度 対 7年1月1日時点で区内在住・在勤・在学の18歳以上で、8回程度の会議に出席できる方 申 申込書(区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係〈区役所西棟7階〉で配布。区ホームページ同案内からも取り出せます)に小論文「杉並区におけるジェンダー平等の実現に向けた現状と課題についてあなたが思うこと」(様式自由。800～1200字)を添えて、11月15日までに同係へ郵送・持参 趣 書類選考合格者には面接を実施。応募書類は返却しません

ご協力をお願いします

## 献血会のお知らせ

200mL献血は16～64歳、400mL献血は18～64歳(男性は17歳から)の方が対象です。60歳を過ぎて献血の経験がある方は、69歳まで献血できます。

新型コロナワクチンのファイザー社製・モデルナ社製を接種した方は接種後48時間、アストラゼネカ社製を接種した方は6週間、武田社製(ノバックス)を接種した方は24時間経過していることが必要です。

場 11月6日(水)午前10時～正午・午後1時30分～4時 場 区役所1階ロビー 場 杉並保健所健康推進課管理係 ☎3391-1355



自転車はルールを守って安全に



# 自転車の罰則が新設されました

自転車の危険運転による交通事故を防ぐために、新しい罰則を整備した改正道路交通法が11月1日に施行されました。交通ルールを守らずに利用すると、自分が被害を受けるだけでなく、交通事故の加害者となる場合があります。自転車は交通ルールを守り、正しく安全に利用しましょう。

## 新たに罰則の対象となった自転車の危険運転など

### ● 運転中の携帯電話使用（ながらスマホ）などの禁止

自転車走行中にスマートフォンなどを手で持って通話する行為、画面を注視する行為が新たに罰則の対象となりました。

#### 罰則

- ・違反した場合=6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金
- ・違反により交通の危険を生じさせた場合=1年以下の懲役または30万円以下の罰金

### ● 酒気帯び運転、酒気帯び運転ほう助の禁止

酒気帯び運転、酒気帯び運転ほう助が、新たに罰則の対象となりました。

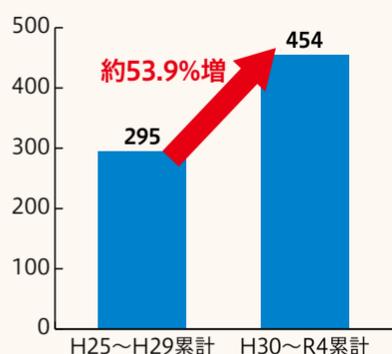
#### 罰則

- ・酒気帯び運転、車両の提供=3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・酒類の提供、依頼しての同乗=2年以下の懲役または30万円以下の罰金

## 交通事故の状況

警察庁によると、自転車運転中の携帯電話使用などに起因する交通事故は増加傾向にあります。また、自転車を酒気帯び状態で運転したときの死亡重傷事故率は高いものとなっています。

携帯電話使用等に起因する交通事故件数



酒気帯び運転による死亡重傷事故率 (H25~R4累計)



出典=警察庁ウェブサイト

## 自転車はルールを守って安全に利用しましょう

自転車は子どもから高齢者まで幅広く利用されている身近で手軽な乗り物ですが、その一方で、その手軽さから自転車は「車の仲間」という意識が低く、区内の交通事故のうち半数以上は自転車が関与しています。自転車はルールを守って安全に利用しましょう。自転車の交通ルールの詳細は、区ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。



目黒区警察署 ☎3314-0110、高井戸警察署 ☎3332-0110、荻窪警察署 ☎3397-0110、都市整備部管理課自転車活用推進係

# 「みどり」を守り創る区の制度のご案内

区は、まちのみどりを守り・創るためにさまざまな施策を行っています。

## 緑化計画の届け出

区内で家やビルの建築・開発などを行う場合、「杉並区みどりの条例」により緑化計画などの提出を義務付け、緑化を推進しています。

## 緑化助成制度

接道部・屋上・壁面緑化に対する助成を行っています(表1)。新たに工事をするもの(全面改修も可)が対象で、事前に相談・申請が必要です。

## 保護樹木等指定制度

基準以上の樹木・樹林・生け垣を所有者からの申し出により調査し、指定します。指定後は標識を設置し、維持管理費用の一部として補助金を交付します(表2)。

また、指定された樹木・樹林・生け垣は事故に備えて、賠償責任保険に加入します。

区みどり公園課みどりの事業係

(表1) 緑化助成制度の基準単価  
接道部緑化助成

種類	個人	法人
生けがき	1万2000円/m	6000円/m
植え込み	1万4000円/m <sup>2</sup>	6000円/m <sup>2</sup>
フェンス緑化	2000円/m	2000円/m
塀の撤去	5000円/m	3000円/m
塀の撤去(大谷石のみ)	1万円/m	3000円/m
屋上緑化助成	2万5000円/m <sup>2</sup>	2万円/m <sup>2</sup>
壁面緑化助成	1万2500円/m <sup>2</sup>	8000円/m <sup>2</sup>

※各助成金には限度額があります

(表2) 保護樹木等指定制度の補助金額

種類	個人	法人
保護樹木	8000円/本	3000円/本
保護樹林	1万m <sup>2</sup> 以下の部分	8000円/100m <sup>2</sup>
	1万m <sup>2</sup> 超えの部分	4000円/100m <sup>2</sup>
保護生けがき	800円/m	300円/m

11月20日(水)午前11時ごろ

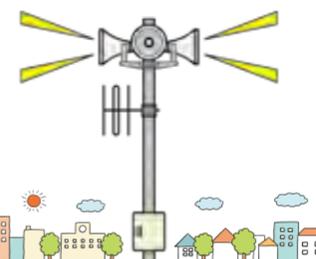
# 防災行政無線を用いた情報伝達試験の実施

全国瞬時警報システム(Jアラート)の情報伝達を確実にするため、防災行政無線を用いた全国一斉の情報伝達試験を行います。

※Jアラートとは、国から緊急情報(地震・武力攻撃など)が発信されると、区の防災行政無線から自動的に放送されるシステムです。

## 放送内容

- ①チャイム音
- ②「これは、Jアラートのテストです。」(3回繰り返し)
- ③「こちらは、ぼうさいすぎなみです。」
- ④チャイム音



区危機管理対策課・防災課

## 皆さんの生活の安心

## 国民年金のお知らせ

国民年金は、老齢になったときだけでなく、重い障害や死亡といった万が一のときに、生活の安定が損なわれることのないよう、みんなで前もって保険料を出し合い、経済的に支えあう制度です。国籍を問わず日本に住む20～59歳の全ての方が加入します。

—— 問い合わせは、国保年金課国民年金係へ。

国民年金に加入する人とその手続き  
20歳になったら全員加入

## 国民年金の種別と対象者

国民年金の加入種別は次の3種類に分かれていて、いずれかに加入する必要があります。加入や種別変更などのときは届け出が必要です。

- **第1号被保険者**=日本在住の20～59歳で、自営業・学生・アルバイト・無職など、第2号・第3号被保険者以外の方。国保年金課国民年金係、区民事務所、杉並年金事務所で加入手続きを行ってください。
  - **第2号被保険者**=会社員・公務員など厚生年金に加入している方。加入手続きは勤務先で行い、保険料は給与および賞与から差し引かれます。
  - **第3号被保険者**=第2号被保険者に扶養されている国内に住居登録がある20～59歳の配偶者（海外特例あり）。扶養者の勤務先に届け出が必要です。個人での保険料負担はありません。
- ※観光・保養や治療を受ける目的で海外から来日した方は、第1号・第3号被保険者の対象とならない場合があります。

## 希望により加入（任意加入）できる方・期間

- 国外在住で日本国籍を有する20～64歳の方
  - 国内在住の60～64歳の方
  - 65～69歳で老齢基礎年金などの受給資格期間を満たしていない方が、受給資格期間を満たすまでの間
- ※任意加入は、申し出のあった日からの加入となります。  
 国保年金課国民年金係、杉並年金事務所 ☎3312-1511

## 海外転出入をする方も手続きが必要です

第1号被保険者が海外に転出すると、国民年金の加入資格は喪失します。また、海外から転入し国内に住居登録をした場合は、日本国籍の有無にかかわらず国民年金への加入が義務付けられています。国保年金課国民年金係、区民事務所、杉並年金事務所で行ってください。

## 国民年金の任意加入が可能

海外に居住中でも日本国籍の方であれば、申し出により任意加入することができます。併せて、年金額を増やすことができる付加年金も利用できます。

海外から転入し、国内に住居登録をした場合は、国民年金の任意加入から強制加入への切り替え手続きが必要です。国保年金課国民年金係、杉並年金事務所で行ってください。引き続き付加年金や口座振替による納付を希望する場合は、申し出てください。  
 国保年金課国民年金係、杉並年金事務所 ☎3312-1511

## 国民年金保険料の納付（第1号被保険者）

6年度の保険料は月額1万6980円です。毎月の保険料の納付期限は翌月末日です。納付方法には、納付書による納付、口座振替、スマートフォン決済アプリ・クレジットカードなどのキャッシュレス納付などがあります。保険料をまとめて前払いすると割引になる前納制度、保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると将来の年金額に加算される付加年金制度もあります。

国保年金事務所 ☎3312-1511

保険料の納付が困難なときは  
保険料の免除・猶予制度をご利用ください

経済的に保険料の納付が困難な場合に、保険料が免除・猶予される制度があります。また、学生には、学生納付特例があります。新型コロナウイルス感染症の影響で減収となり、保険料の納付が困難となった場合は、5年6月（学生は3月）までの保険料を免除する措置があります。保険料の免除・猶予・学生納付特例を利用した期間は10年以内なら、後日納付することもできます。

国保年金課国民年金係、杉並年金事務所 ☎3312-1511

## マイナポータルから電子申請ができます

第1号被保険者の資格取得・種別変更の届け出、保険料免除・猶予・学生納付特例の申請、口座振替の申し込みなどは、マイナポータルから申請できます。申請には、マイナンバーカードやマイナポータルの利用登録が必要です。マイナポータルから申請した場合は、審査結果をスマートフォンなどで確認することができます。

また、ねんきんネットでは年金記録を確認できるほか、年金見込額の試算もできます。また、ねんきんネットを活用した「納付書によらない納付」も可能です。詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。  
 国保年金課国民年金係、杉並年金事務所 ☎3312-1511

## こんなときは杉並年金事務所へ

相談などの内容によっては、予約が必要です。

- ▶ **要予約**（予約受け付け専用 ☎0570-05-4890（IP電話からは ☎6631-7521））
  - ・年金受け取りの手続き
  - ・年金加入記録の確認や年金見込額の計算などの相談
  - ・年金を受け取っていた方が亡くなったときの手続き
  - ・各種年金に関する相談

▶ **予約不要**

- ・保険料納付書の請求、クレジットカード納付や口座振替に関すること
- ・追納の申し込み

国保年金事務所 ☎3312-1511



## 12月1日は世界エイズデー

世界エイズデーは、エイズのまん延防止と、患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に制定されたもので、12月1日を中心に世界各国でエイズに関する啓発活動が行われています。

—— 問い合わせは、杉並保健所保健予防課 ☎3391-1025へ。

治療法の進歩により、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染を早期発見し、治療することでエイズの発症を防ぐことができるようになりました。

また、治療により血液中のウイルス量が検出限界値未満まで減少すると、他の人に性行為を通じてHIVを感染させることはなく、今までどおりの日常生活を送ることができます。

区では、HIV・梅毒検査を実施しています。詳細は、区ホームページ（下2次元コード）をご覧ください。

